

令和3年10月から最低賃金が改定されます



各都道府県の令和3年度地域別最低賃金額が発表され、10月1日より順次改定となります。(都道府県により10/1～10/8)最低賃金の引き上げは令和元年10月以来2年ぶりとなり、全国加重平均額28円の引き上げとなります。



都道府県名	改定後	改定前	都道府県名	改定後	改定前
北海道	889	861	滋賀	896	868
青森	822	793	京都	937	909
岩手	821	793	大阪	992	964
宮城	853	825	兵庫	928	900
秋田	822	792	奈良	866	838
山形	822	793	和歌山	859	831
福島	828	800	鳥取	821	792
茨城	879	851	島根	824	792
栃木	882	854	岡山	862	834
群馬	865	837	広島	899	871
埼玉	956	928	山口	857	829
千葉	953	925	徳島	824	796
東京	1,041	1,013	香川	848	820
神奈川	1,040	1,012	愛媛	821	793
新潟	859	831	高知	820	792
富山	877	849	福岡	870	842
石川	861	833	佐賀	821	792
福井	858	830	長崎	821	793
山梨	866	838	熊本	821	793
長野	877	849	大分	822	792
岐阜	880	852	宮崎	821	793
静岡	913	885	鹿児島	821	793
愛知	955	927	沖縄	820	792
三重	902	874	全国加重平均	930	902

今回の改定は、全国加重平均で28円上昇し、過去最大の引き上げとなります。最低賃金というとアルバイトやパート等の「時給」をイメージする事が多いですが、正社員等の「月給」についても時間単価を算出し、最低賃金を下回っていないか確認が必要ですので留意しましょう。

(社会保険労務士 今原裕介)